

第 20 号議案

小城市母子自立支援員設置規程の一部改正について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成 26 年 9 月 26 日

小城市教育委員会 教育長 今村 統嘉

提案理由

母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、小城市母子自立支援員設置規程の一部を改正するため

小城市教育委員会告示第 号

小城市母子自立支援員設置規程の一部を改正する告示

小城市母子自立支援員設置規程（平成 19 年教育委員会告示第 7 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

小城市母子・父子自立支援員設置規程

第 1 条中「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に改める。

第 2 条第 1 号中「女子」を、「者」に改め、同条第 2 号中「母子」の次に「・父子」を加え、同条第 3 号中「女子」を、「者」に改める。

附 則

この告示は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

小城市母子自立支援員設置規程(平成19年小城市教育委員会告示第7号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p style="text-align: center;">小城市母子自立支援員設置規程</p> <p style="text-align: right;">平成19年3月30日 教育委員会告示第7号</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 母子家庭等及び寡婦の自立の促進及び福祉の増進を図るため、小城市母子自立支援員(以下「支援員」という。)を置く。</p> <p>(業務)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 配偶者のない<u>女子</u>で現に児童を扶養しているもの及び寡婦の自立に必要な情報提供及び指導</p> <p>(2) 母子_____福祉資金及び寡婦福祉資金の借入れに関する相談</p> <p>(3) 配偶者のない<u>女子</u>で現に児童を扶養しているもの及び寡婦の職業能力の向上及び求職活動に関する支援</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>第3条～第6条 略</p> <p>附 則</p> <p>この告示は、平成19年4月1日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">小城市母子・父子自立支援員設置規程</p> <p style="text-align: right;">平成19年3月30日 教育委員会告示第7号</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 母子家庭等及び寡婦の自立の促進及び福祉の増進を図るため、小城市母子・父子自立支援員(以下「支援員」という。)を置く。</p> <p>(業務)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 配偶者のない<u>者</u>で現に児童を扶養しているもの及び寡婦の自立に必要な情報提供及び指導</p> <p>(2) 母子・父子福祉資金及び寡婦福祉資金の借入れに関する相談</p> <p>(3) 配偶者のない<u>者</u>で現に児童を扶養しているもの及び寡婦の職業能力の向上及び求職活動に関する支援</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>第3条～第6条 略</p> <p>附 則</p> <p>この告示は、平成26年10月1日から施行する。</p>